

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年6月17日 16時30分ごろ
発生場所	山口県 <sup>ひかり</sup> 光市 <sup>にじがほま</sup> 虹ヶ浜海岸南方沖 徳山下松港島田防波堤灯台から真方位316° 1.2海里付近 (概位 北緯33° 58.0′ 東経131° 54.5′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、北東進中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年6月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3m未満）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか同乗者3人が乗り、虹ヶ浜海岸にある海水浴場の南方沖での釣りを終えて帰航することとし、操縦者が船尾で、同乗者1人が船首で、他の同乗者2人が船体中央部の左右で、それぞれ船首方を向いて甲板上に腰を掛けた姿勢で、船首を北東方に向けて船外機を始動した。</p> <p>本船は、船首に座っていた同乗者が発進時の勢いで後方に倒れそうになるのをこらえようとして前方に体勢を崩した際、船首から海水が打ち込み水船状態となったので、操縦者が同乗者3人を海に降ろしたが、更に海水が打ち込んで転覆した。</p> <p>操縦者と共に海水浴場に来ていた知人は、陸上から本船の様子を見て海上保安庁に通報した後、手漕ぎボートで操縦者及び同乗者3人を救助した。</p> <p>本船は、船舶安全法が適用されないミニボートであり、法定の最大搭載人員がなく、製品上の定員は、3人であった。</p> <p>操縦者は、同乗者3人が12歳未満1人と体格の大きくない12歳以上の未成年2人で、海上も穏やかであったので、問題なく航行できると思い、定員を超えた状態で本船を出航させた。</p> <p>操縦者及び同乗者3人は、固型式ベストタイプの救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、製品上の定員を超えた状態で北東進中、本船の船首部に座っていた同乗者の1人が発進時の勢いで体勢を崩して船体が船首方

	<p>に傾いたことから、船首から乾舷を超える海水が打ち込んで甲板上に滞留し、転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、定員を超えた状態であったことから、乾舷が減少し、海水が打ち込みやすい状態にあったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、製品上の定員を超えた状態で北東進中、本船の船首部に座っていた同乗者の1人が発進時の勢いで体勢を崩して船体が船首方に傾いたため、船首から乾舷を超える海水が打ち込んで甲板上に滞留し、転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートの操縦者は、ミニボートが大きさや形状等から不安定であり、乾舷が低いことに留意し、製品上の定員数を守り、船体が大きく動揺しないよう慎重な操船を行うこと。</li> </ul>